


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、市町村民税を課されない者に準ずる者の規定に小規模住居型児童養育施設事業を行う者が追加されたことにより、本規則に規定する必要が生じた。また、国が定める災害その他緊急やむを得ない場合に該当し、かつ、特定教育・保育施設等を臨時休園した場合等の利用者負担額の取扱いについて、本則において規定することとし、東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 別表第1（満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額）における階層区分Aの定義に、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加える。</p> <p>② 附則第7項（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特定教育・保育施設等の利用自粛要請等に係る利用者負担額の特例）を削り、本則において、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に該当した場合の利用者負担額の特例について規定する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行し、別表1の規定は令和3年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に即した規則となり、適切な運用が図られる。</p> <p>② 国が定める災害等によって特定教育・保育施設等を臨時休園等した場合に、利用者負担額の日割り減額を行うことで保護者負担の軽減が図られる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。